

事情

明治

太平記

十九編

下

村井靜馬編輯

特 32

562

市古圖書館

大日本教育會館藏

四	二		四
八	七	三	五
冊	號	架	函

函架號



明治太平記十九編卷之二

東京 村井靜馬著

却説福原大佐初め高瀨の役戦地と巡檢せし時  
不幸にして賊の狙撃ふ遇ひて疵と受られを久

留米の病院に入りて療養するに疵終に愈さる

死せり大佐嚮ふ長門の報國隊に長と

馬関及び北越の戦ひに希世の功と建て其

後北京上海に駐住し頗る支那の軍情に通曉を



明治太平記十九編卷之二



是ふ至りて年齢漸く三十よりて黄泉の客とぬ  
とて無本の連絡未だ達せざるを以て將校此計  
と傳ふるよ及びる軍中悄然たる二十四日軍議  
と決りて植木鳥の栖よ守兵と置き木留よ向つ  
て戦端と開き賊壘數十と抜き木留町よ及ん  
と此日拂曉衝背軍官の原及び種山の巢窟と  
抜き大野山の賊と進み撃ちて重壘と奪ひ北  
と追ふて北小川村の先まを進み日没よ至りて

戦ひと止む前よ陥またる賊壘の要所と占て兵  
と配賦を又賊兵鏡口よ襲ひ来る官軍之よ應  
て撃ておとすと退く戦線漸く長廣よ涉るを以  
防禦線と保ちて後軍の至る候待つ二十五日曉  
霧冥濛とて咫尺を辨ぜず賊兵ハ木留植木口  
へ一齊よ突入たり官軍支ふるよ能く退く  
退く將校皆大よ怒り死を以て烈しく戦ひ日暮  
よ至りて僅ふ昨夜守る所の地と取還せよの夜



月つきの明あきらるるに乗のりトて賊ぞく又また數十とくじゅう名なありて植木うゑき口の營やうと斫きる官軍くわんぐん亦また撃うて之これと退ひきく此日このひ高瀬本たかせほん營やう八代口やちやくちと互あひひよ聲息こゑいきと通とほト小汽船こきせんと以もつて海路うみぢの往復かうふくと聞きく衝背軍山田川路せうはいぐんやまだがわぢの二少將ふたせうしやう長崎ながさきより八代やちやくちに至いたり是こゝに於おて諸將しよしやう各部署かくぶしよと定めり大進撃だいしんげきせんといふ第二旅團だいにりだんの高島大佐たかしまだいさ第三旅團さんりにだんの山田少將やまだせうしやう第四旅團よんりにだんの川路少將かわぢせうしやう之これと率ひたり第三旅團さんりにだん中軍ちゆうぐんといふ第二旅團だいにりだんと左翼さよくといふ第四旅團よんりにだん

と右翼うよくといふ二十六日にじゅうろくにち正午せいご官軍くわんぐん木留町きりぞうぢやうに進撃しんげきし砲火ぱうかと以もつて木留村きりぞうむらと燒やき賊壘ぞくらい十三所じゅうさんじよと取とる此戦このせんひや廣島鎮臺ひろしまぢんたい十一聯隊じゅういちれんたいの兵へい僅わずかく八人はちにん彈丸だんがんと冒ありて進すすみ散兵さんぺいと作なりて賊壘ぞくらいの下したに達たち其進退しんたいの巧たくましある人ひと皆目みなめと注そぐざるものなり須臾しゆゑん更さらみ八人はちにん大少呼おほせうこり銃鎗じゆうしやうと揮ふるみ突つき入り賊兵ぞくへい十三人を殪やぶりて其壘そのらいと奪とりて士官しやうかん感賞かんじやうして近づちかづたる其姓名そのせいじやうと問とふ小皆答みなこたて曰いく死しして





八人隊銃  
鎗を以て  
賊墨成  
取る



後より知るところらんと復し云らば是より八人隊  
の称らり官軍あると見え呼諒して齊しく進む  
連りみ数壘と抜き木留町に近づいた守備と張砂  
て兵と収む植木口も亦賊と走らして大に戦線  
と進む八代の軍兵と部署して宮の原鏡村より  
進んで賊と撃つ時砲兵いまど至らむ因て巨  
砲と軍艦より輪一軍吏の砲と舐くみるものと  
擇びて一隊とみ折田開拓少書記官之と督一

左軍み合して進む午前七時巨砲と発するものと三  
度左右中軍共よ齊しく進む喊声天地よ震ふ賊  
遂に敗きて走る總軍急よ之と追ひく直ちみ小  
川の要と占む此日總督宮へ植木辺の戦地と巡  
覧らしせらる山鹿口の軍進んで熊本へ攻撃を  
一賊と見せしめて還る尋て賊も隈府み扱る此  
日の戦ひみ賊將児王其戦死を同日神戸み在り  
一海軍局と移して長崎よ置く二十七日城兵二



大隊巡查と俱よ三隊よ分と出と寺原京町牧村  
 の賊と撃つ城の上より四方の賊壘と砲撃して  
 声援とあるも黒烟天と覆ふと咫尺と辨せど山川  
 為ふ撼く賊軍力門一と能く拒ぐとりんと遂  
 む退き走る城兵ハ各所の壘壁と毀ち千反畑  
 放火一京町ふ進と糧米と奪ひと城中ふ運送と  
 此日木留と砲撃するものハ嚮ふ其壘の位置と  
 得ざるを以と其功なり是よ於と砲臺と改め造

り木留町と射撃して之と焼く是ふ因て賊ハ東  
 へ向て遁走ると同日福岡縣下無頼の士族百五十  
 余入城外の山野よ嘯集し福岡の城警備薄きよ  
 乗して電信線を截断し恣ふ砲癸しと所在と横  
 行を乱暴云ふ計りま一縣廳より因て巡查と派  
 出し二十名をうとと捕縛を餘黨ハ四散して行  
 方とあしむ陸軍醫正石黒忠徳醫官及び着病卒  
 と引て戦地よ至ると二十八日木留植木の両所共



激戦互ひ勝負あり賊木留の東の丘に拠る丘  
麓に森林あり散兵を布き官軍と拒む官軍も  
敢て迫らば衝背軍進んで三軒家豊橋に至り  
大に賊と撃破りきと進んで松橋と攻む官軍利  
ありて死傷四十餘人ありとれば終に退い  
て小川を保つ福岡の賊野毛は屯を官兵隊と以  
てあまると知り進んでられ夜擡えんとは會々大  
坂鎮臺兵一中隊博多小抵る品川中佐平野大尉

之と率めて野毛は向ふ野毛は奮と福岡藩士族  
の米地小係ると以て土民等竊りふ心と賊方小  
寄る官軍地理を問ふ詐りて答て曰く此近辺も  
更み一人の賊ありと乃ち兵を進め野毛小入  
る時賊不意に起りて官軍の横を撃つ官軍利あ  
らむ一で少く退く既み一と復た大坂鎮臺兵  
博多小抵り急を聞て走せ来りと援ふ遂に兵を  
合せて進み突き野毛の賊と走ら一日暮み至り





官兵福岡  
の士族と  
戦ふ





て軍と收む二十九日七本の軍明日と期し大  
挙して賊壘と陷むと乃ち令と下し諸隊の  
進撃と止め議して其向ふ所と定む八代の軍旅  
團の名称と改めし其第二と以て第一とまし第  
三と以て第二とまし第四と以て第三と為ま  
し戦艦より出水より河内み至るまへの沿岸  
と廻航して時ふ賊據と砲撃せしむ此日鹿見島  
縣令岩村通俊西京に抵り三十日曉雨と冒し

原倉の迂回兵を以て木留に向ひ三の岳の兵も  
亦迂路を取て山上の賊壘を攻む兩迂回兵俱し  
目的と達せし此日山鹿口の軍へ曉雨と衝き三  
手み分とて進撃を左翼を榊方村より中軍の  
米原堀切の西村の谿間と攀ぢ登り右翼は山崎  
原より進む賊軍も切所に出没して善く拒ぐ我  
兵一弾を放つを一步と進し一丸を避けバ二歩  
と進む健闘して一時賊を走らむ敢死の残賊再



日本文書 卷之三  
六  
比高塚原より掩襲を我が兵機既より振へり再び撃  
て之と走らまを衝背軍松橋攻撃の部署と定む第  
三旅團の袋婆神の賊と撃ち第二旅團の松橋ふ  
進撃し第一旅團の沿海より進み第四旅團の左  
翼より突き入らむ午前六時袋婆神口と攻め  
て苦戦して賊と走らまを同時第二旅團の豊福の  
切通し一賊と戦ふ沿海の軍の行く路水潦を以  
て意のごとく進む能く蓋し賊の新田水門と毀

ち海水と漂へたるを以てあり一時進む路を碍  
げらるると雖ども潮水と涉りて進撃を此日山  
田少將奮進して賊ふ當る三面一時ふ合撃し午  
後七時遂に戦ひ勝て賊を走らし其跡は野營を  
福岡の官軍の二隊より分ち金武村より向ひ午後ふ  
至りて大ひに賊と破り茨村より進む又一手は  
内野村より曲淵村と攻取り遂に賊巢と抜く三  
十一日参軍山縣諸將校と本營より會して戦畧を



譏を曰く三面齊しく木留三の岳と攻撃し拂曉より午後よりつらつら抜く能はざれば則ち軍を引て去らんとの言と彌り一山と抜く能はざるもの我軍の怯懦に依ると諸將校を奮然と部署を定む衝背軍に松橋と抜き哨兵と松橋宇土の中間に敷き本營と鏡村に移す此日聖上へ大坂臨時軍事病院に臨幸まゝして手負傷者の兵士等と親しく慰勞し給ひて即日

還幸りつらつら皇后宮皇太后手自ら綿撒絲を製して白木綿葡萄酒等と添へて醫官に命じて戦地の傷者に賜ふの隆恩に渥し軍中も感泣して死傷の栄たると知り進んで賊に死するを欲し生と還ると辱と爲四月一日昧爽原倉口の兵と二ツに分ち一軍へ間道と経て横平山より半戸山に進撃し賊壘と抜き山の上より吉次越と砲撃し一軍へ三の岳の半腹より上り十餘壘



大分縣 藤原 麻呂 田の 乱入を





と陥し入ると吉次越え達し賊兵と追撃し幾んど  
三の岳と取切り兵と吉次嶺に整頓せし時午後  
より又残賊と追ふる左右の山腹より木留に向  
つて下る木留本道の兵を進んで賊の中軍と衝  
き三面合せ撃ちて木留の賊壘と砲撃を焔烟四  
方ふ捲き草木残らば灰燼とあり賊の屍に弥ぐ  
上は積り重なる敷と知らむ此戦ひや二十日以  
後の官軍の大捷たり然るも未だ全く木留を

得るに至らむ同日豊前國中津の士族増田宋太  
郎黨を集めて乱とあり宋太郎は中津田舎新聞  
社の編輯長より曾て西郷隆盛の人となりを慕  
ひく鹿兒島に往來し西郷叛するに及びて其友  
なる櫻井貫一郎梅谷安良等と窺ふに及ばず應  
ぜんあつて成謀る一日安良其親しく交はる所の  
後藤純平と伴ひて宋太郎を訪ふ純平は大分郡  
洲村の平民より明治二年小民共と煽動して縣



廳ちやう不ふ抗かうを終つひ不ふ逮たひ捕やせしむるに懲ちやう役やく十年じゆんねん不ふ處よせしむる  
一い不ふ母ぼ老らうて家け不ふ侍じ養やうの子こ孫そんあんと以もつて例れい不ふ照て  
らして收ちゆう贖じやくして役やくと赦あつさる家け不ふ帰きるのの後のちち人ひと  
のの為ためゆ不ふ訴そ訟さうの代だい言ごんと為なして業ぎやうとなまま偶あひま々ま中ちゆう  
津つ不ふ来きりて西さい郷きやうの兵へいと拳あこるる然しか聞きき安あん良りやうと俱とも不ふ  
田いで舎しや新しん聞きん社しゃ不ふ来きりて宋そう太た郎らう不ふ面めん會かいを增ま田でん示しを  
不ふ中ちゆう原げん以い下げの偽いつはり口くち供きやうと以もつてま純じゆん平へい一いつ見けん一いつ念ねん  
らく此この一いつ事じと以もつて兵へいと拳あこぐるるのの名な不ふ適たふへりと

遂つひ不ふ宋そう太た郎らうの謀まうと賛さんを三月さんげつ二十五にじゅうご日にち增ま田でん宋そう太た  
郎らう同志どうしの者ものと會あひまして謂いて曰いはく維い新しん以い来らい茲こゝ不ふ  
十じゆ年ねんある不ふ朝ちゆう廷ていの基き礎そいまま堅かんごううぞ朝あ令れい  
して夕ゆふ不ふ改かむ民たみ趨あそき向むかふ所ところ不ふ迷まふ加か之の無な用よう  
の土ど木ぎと起おこして官くわん庫こと空くう乏ふし重おもき税ぜいと課かを  
人ひと民たみの疾やく苦くいままま此この時ときより甚こゝろぶるものものののへへら  
ららぞ卿きやう等らう試しし不ふ看かんよ往かう年ねん佐さ賀がの役やくより朝ちゆう鮮せん臺たい  
灣えんの事こと熱ねつ本ほん不ふ至こるるまま政せい府ふの所ところ置おききるるとところころ



誰<sup>たれ</sup>も其<sup>その</sup>當<sup>あた</sup>と得<sup>え</sup>たりとせんや此<sup>こゝ</sup>と是<sup>こゝ</sup>も省<sup>しやう</sup>はしと  
 忠<sup>ちゆう</sup>良<sup>りやう</sup>と嫌<sup>けん</sup>忌<sup>き</sup>し刺客<sup>しやくかく</sup>と遣<sup>や</sup>りて有<sup>ゆう</sup>功<sup>こう</sup>の人<sup>ひと</sup>と除<sup>ぞく</sup>らん  
 と上<sup>かみ</sup>ふ在<sup>あ</sup>る者<sup>もの</sup>の奸<sup>けん</sup>謀<sup>ぼう</sup>既<sup>すで</sup>ふ斯<sup>かく</sup>のごとく我<sup>われ</sup>輩<sup>はい</sup>人民<sup>じんみん</sup>  
 は此<sup>こゝ</sup>暴<sup>ぼう</sup>政<sup>せい</sup>府<sup>ふ</sup>と恃<sup>た</sup>まはば真<sup>ま</sup>理<sup>り</sup>のちる所<sup>ところ</sup>に依<sup>よ</sup>りて天<sup>てん</sup>  
 賦<sup>ふ</sup>の自<sup>じ</sup>由<sup>ゆう</sup>と伸<sup>の</sup>べ國<sup>こく</sup>家<sup>か</sup>に對<sup>たい</sup>するの義<sup>ぎ</sup>務<sup>む</sup>を尽<sup>つく</sup>まん  
 一<sup>ひと</sup>宋<sup>そう</sup>太<sup>た</sup>郎<sup>らう</sup>不<sup>ふ</sup>肖<sup>せう</sup>ありと雖<sup>も</sup>も義<sup>ぎ</sup>拳<sup>けん</sup>の先<sup>せん</sup>導<sup>どう</sup>者<sup>しゃ</sup>とな  
 りて同<sup>どう</sup>志<sup>し</sup>と糾<sup>きう</sup>し遙<sup>ちやう</sup>りふ西<sup>せい</sup>郷<sup>きやう</sup>先<sup>せん</sup>生<sup>せい</sup>と援<sup>えん</sup>けん  
 知<sup>ち</sup>らぬ卿<sup>きやう</sup>等<sup>らう</sup>の意<sup>い</sup>ふ所<sup>ところ</sup>如何<sup>いか</sup>んと衆<sup>しゆ</sup>皆<sup>みな</sup>此<sup>こゝ</sup>言<sup>ごん</sup>を然<sup>ぜん</sup>

りとい共<sup>とも</sup>ふ力<sup>りき</sup>と盡<sup>つく</sup>さんといと望<sup>のぞ</sup>む獨<sup>ひと</sup>り旧<sup>きゆう</sup>森<sup>しん</sup>藩<sup>はん</sup>の  
 士<sup>し</sup>族<sup>ぞく</sup>某<sup>たがひ</sup>肯<sup>けん</sup>ぜば一<sup>ひと</sup>く曰<sup>い</sup>く西<sup>せい</sup>郷<sup>きやう</sup>が暗<sup>あん</sup>殺<sup>ころ</sup>と名<sup>な</sup>と一<sup>ひと</sup>く  
 政<sup>せい</sup>府<sup>ふ</sup>の叛<sup>はん</sup>詰<sup>ぎ</sup>まるは固<sup>も</sup>と彼<sup>か</sup>まぐ一<sup>ひと</sup>見<sup>けん</sup>事<sup>じ</sup>の何<sup>なに</sup>ぞ  
 天<sup>てん</sup>下<sup>か</sup>の利<sup>り</sup>害<sup>がい</sup>を管<sup>かん</sup>せん局<sup>きよく</sup>外<sup>がい</sup>の人<sup>ひと</sup>あまを助<sup>たす</sup>かる名<sup>な</sup>  
 義<sup>ぎ</sup>の在<sup>あ</sup>る所<sup>ところ</sup>と知<sup>ち</sup>らむと宋<sup>そう</sup>太<sup>た</sup>郎<sup>らう</sup>語<sup>ご</sup>稍<sup>しやう</sup>々<sup>ささ</sup>塞<sup>さい</sup>ぐる少<sup>せう</sup>  
 らく一<sup>ひと</sup>く大<sup>だい</sup>喝<sup>かく</sup>一<sup>ひと</sup>聲<sup>せい</sup>して曰<sup>い</sup>く奸<sup>けん</sup>吏<sup>り</sup>の兇<sup>きやう</sup>暴<sup>ぼう</sup>已<sup>や</sup>ふ國<sup>こく</sup>  
 家<sup>か</sup>の元<sup>げん</sup>老<sup>らう</sup>と暗<sup>あん</sup>殺<sup>ころ</sup>せんと欲<sup>ほつ</sup>するふ至<sup>いた</sup>る政<sup>せい</sup>府<sup>ふ</sup>と西<sup>せい</sup>  
 郷<sup>きやう</sup>との理<sup>り</sup>非<sup>ひ</sup>は五<sup>ご</sup>尺<sup>じやく</sup>の童<sup>どう</sup>子<sup>し</sup>と雖<sup>も</sup>も能<sup>よ</sup>くこゝを



辨ふべし非と捨る理と助らるの誠と天小従ふ  
ありと某も復と再び言をば是ふ於る衆小約し  
て三十一日の夜と以て事と



拳んと  
同日中津の市街小訛言  
りりる市民騷擾を相謂て  
曰く今夜前原の餘黨近隣の地小潜伏する者起



ツて中津と襲ひ火と明蓮寺ふ放ちて支廳を攻  
むと警察吏奔走してあはとと撫諭を人皆其訛言  
たるを知りて物情漸く安一夜半増田宋太郎ハ  
衆と中津の舊城外ふ集む八十人と分て四隊と  
多一ハ舊城の北門より支廳を迫り一ハ先づ  
市街の警察署と襲ひ追手門より入りて支廳の  
兵を合し餘の二隊を分て縣官馬淵某堀兼  
某の家と襲ふべしと向ふ所既み定まる宋太郎

自ら支廳を向ふの兵と率め大呼して衆を勵し  
て曰く賊本丸は在りと挺進して馳せ衆皆之を  
継ぐ櫓木門より入りて支廳より門を破り  
て衛る者と捕し鯨波と作りて乱入を宿直の吏  
真大いふ驚き走り出づ賊もろろ之と斫  
り殺して彈藥器械を奪ふ火を放ち退いて追  
手門も屯は既して餘の三隊も亦警察署を襲  
ひ堀兼某を殺して来り會き然して馬淵某の道



とて三位宿ふ走りて賊の為に殺さる是に於て  
市街の豪戸と劫りて財物と掠奪し此日未明  
中津と脱して大分の本廳と襲はんことを合馬村  
に至りて用務所の租金六百圓と奪ひ又四日市  
の警察署と襲く立石村に次る中津附近の土民  
の變動と時と一々各所は嘯合一富農の家と焼  
き用務所と毀つ中津の士族力と合せ之と鎮  
撫し巨魁數人と縛りて事漸く平げり二日木留

と砲撃を木留全村悉く焦土とある是より先  
賊將別府新助淵邊高照を鹿兒島に還りて兵士  
と募り彈藥と聚む田原坂破るふ及びく桐野  
利秋熊本より深見有常と遣りて令と傳へて曰  
く別府に新募の兵と督して鹿兒島と發し淵邊  
に駐りて城下と守る人とは是に於て新助の後  
の事と高照有常ふ託し各郷の兵千五百人と  
大口小集む八代の官軍既ふ松橋と抜き熊本の



背後より迫ると聞て衆と鼓して兼行して又我  
 兵の背より出んとし八代の軍牒して之と知りて  
 豫しめ之に備ふ福岡の賊昨日の戦ひに賊長村  
 上彦十以下八名と擒ふせらる久世芳九江上延  
 雄小幡大七郎以下五十余人と殺せ中津の暴徒  
 は是日高田通りより進み大分縣廳に迫らん  
 とは是より先き中津の飛報縣廳に達しこれを  
 香川縣令議して防禦するの策と決して官吏巡

査と各所を配附せ既し賊徒等襲ひ来りて火と  
 市街に放ち本廳と砲撃を官兵迎へ撃て之を  
 退く賊徒等退いて別府村に入る此日九州地方  
 國事犯決刑の事と總督官有栖川熾仁親王へ委  
 任せしる蓋し佐賀征討の例に依てあり因て河  
 幹事小畑判事の其指揮と受て審判の事小任ト  
 と九州地方に出張を此時官軍の田原坂を攻む  
 るや前後二十有余日と費せり世人謂らく一二





別府新助  
 新募の兵と  
 率わて鹿見  
 島と飛ま





賊墨の拒守より入る之と挙ると能とざるを將  
 たるその果して戦畧ぬ乏したうと其實と識ら  
 ざるの誤見と云つべきのそあらは攻守其勢と異  
 まれをあり畢竟官軍と賊との勝負の如何なる  
 ぞ其の編と續て之と説んのと

明治太平記十九編卷之二終  
 版權免許明治十二年十一月廿五日



版權免許

著者 長崎縣士族 村井靜馬

本所區本所外手町十八番地

東京

發兌

書林

通	同	同	同	同	同	同	同	通
壹	二	三	三	三	芝	油	旅	旅
丁	丁	丁	丁	丁	島	町	町	籠
目	目	目	目	目	町	町	町	町
大倉孫兵衛	北島茂兵衛	稲田佐兵衛	丸屋善七	長野龜七	山中市兵衛	水野慶次郎	東生龜次郎	東生龜次郎

日本橋區日本橋通二百四番地

小林鉄次郎藏板



